



トピックス P2 賃貸住宅の原状回復トラブルについて / 衣類のクリーニングをめぐる消費者トラブルについて

発行 / 富山県生活環境文化部県民生活課・富山県消費生活センター [http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1711/index.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/index.html)

## くらしの 相談窓口 から

### スマートフォンで無料のアダルトサイトに接続

～高額な利用料金を請求されたのですが～

相

談

昨日、スマートフォンから興味本位で無料のアダルトサイトに接続し、動画再生をクリックした途端、登録完了となって高額請求の画面になり、あわてて「退会する」をクリックしてサイトを閉じました。ところが今日スマートフォンの画面に、利用料金を支払わないと退会できないことと、アドレスを変更しても請求書を送付するとの表示がありました。支払わなければいけないのでしょうか。

回

答

スマートフォンで無料と表示のあるアダルトサイトに接続したところ、高額な利用料金請求画面が表示されたという相談が寄せられています。

相談者には、契約が有効に成立していない可能性が高いので、料金請求があっても支払わず、事業者に連絡をとらないように助言しました。しつこい請求には、必要に応じて受信・着信拒否の設定やメールアドレスの変更をしましょう。

スマートフォンは、アプリ(※1)によっては事業者に個人情報(電話番号やメールアドレス、位置情報等)を自動的に送信してしまうおそれがあるので、通信会社に確認するなど注意しましょう。

請求画面の消去方法は、情報処理通信機構(IPA)のホームページ(※2)等を参考にするか、通信会社に問い合わせてください。

万が一トラブルにあつたら、一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口、県消費生活センターにご相談ください。

※1 アプリとはアプリケーションの略。ゲーム・乗換案内など、特定の目的のために設計されたソフトウェア。

※2 IPA HPアドレス <http://www.ipa.go.jp/security/topics/alert20080909.html>



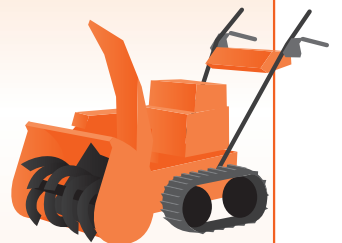
## 注意喚起！ 歩行型ロータリ除雪機の事故に注意！

歩行型ロータリ除雪機は、免許なしで誰でも簡単に扱える反面、構造上、雪をかき込むオーガ等が露出しており、使用上の不注意により重傷を負う可能性がある機械です。「オーガに巻き込まれる」、「除雪機にひかれる」などの重篤な事故事例が多く、死亡事故も報告されています。事故を防ぐために次のことに注意しましょう。

- 安全装置が装備されているにもかかわらず、故意に働かないように使用したり、故障を放置したままで使用したりして事故に遭う事例が見られたので、安全装置が正しく作動しない状態では絶対に使用しないようにしましょう。
- 雪をかき崩すオーガは、小型の除雪機でも非常に力があるため、オーガに巻き込まれると重篤なけがを負ったり、死亡に

たる場合もあります。除雪機を使用する場合は、周囲に人(特に子供)がいないことを確認し、人を絶対に近づかせないようにしましょう。

- 除雪機は走行する力が強く、重量があるため取り扱いには注意が必要な機械です。特に中型以上の除雪機では後進時に使用者が転倒してひかれたり、障害物に挟まれたりして死亡する事例も見られました。除雪機を使用する際、特に後進時は足元や周囲の障害物に注意を払い、無理のない速度で使用しましょう。詳しくは、独立行政法人国民生活センターのホームページをご覧ください。 [http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20121220\\_1.pdf](http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20121220_1.pdf)





## 賃貸住宅の原状回復トラブルについて

転勤や進学などのシーズンには、賃貸住宅の退去に伴う「原状回復」<sup>(※)</sup>の費用をめぐるトラブルが増えます。トラブルを避けるために、賃貸住宅に入居・退去する際には次の点に注意しましょう。

(※) 借入人の故意・過失、善管注意義務違反など通常の使用方法を超える損耗・毀損を復旧すること

### 賃貸住宅に入居・退去する時の注意事項

#### <契約前(入居前)>

- ① 賃貸住宅の賃貸借契約は、契約書が基本となります。賃貸借契約書・重要事項説明書をよく読み、原状回復に関する借主負担について確認しましょう。
- ② 入居前から既にある室内の汚れや損傷について、家主(又は管理会社)と立会確認し、写真に撮るなど記録しておきましょう。

#### <退去前>

- ① 借主が負担すべき原状回復費用の判断の参考となる、国土交通省より公表されている「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」(下記)を一読した上で、退去の立会に臨みましょう。



### 原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(国土交通省)

国土交通省では、賃貸住宅の退去時の原状回復をめぐるトラブル未然防止のため、現時点において妥当と考えられる借入人・賃貸人双方の負担割合等について一般的な基準をガイドラインとして取りまとめています。

- 借入人が負担すべき費用：借入人の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用方法を超えるような使用による損耗等(例：タバコ、ペットによる破損・汚損など)
- 賃貸人が負担すべき費用：建物・設備等の自然的な劣化・損耗等(経年変化)及び借入人の通常の使用により生ずる損耗等(通常損耗)(例：畳やクロスの日焼けなど)

詳細は、国土交通省のホームページをご参考下さい。

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/genzyokaifuku.htm>



## 衣類のクリーニングをめぐる消費者トラブルについて

衣類をクリーニングに出して、「縮んだ」「変色した」などという、衣類のクリーニングに関する相談が寄せられています。トラブルを未然に防ぐために、次のことに注意しましょう。

### 1 クリーニングに出す時の注意点

信頼できるクリーニング店を選ぶ

価格の安さだけで選ばない。処理方法など丁寧に説明してくれるお店を選ぶ。「LDマーク」や「Sマーク」を参考にする。

### 2 衣類を受取る時の注意点

- 店員と一緒にその場で仕上がり具合を確認し、異常(変色等)があればその場で申し出る。
- その場で確認できなかったときは帰宅後点検し、異常を見つけたときは速やかに店に連絡して原因を調べてもらう。

### 3 クリーニングトラブルが起きてしまったら

- すぐに店に申し出て話し合い、原因を探りましょう。話し合いが進まない場合は、解決のためのアドバイス等を消費生活センターで、行っていますのでご相談ください。
- クリーニング店に責任がある場合は、話し合いの目安として「クリーニング事後賠償基準」があります。この基準は「LDマーク」加盟店と「Sマーク」登録店で適用されます。



LDマーク  
全国クリーニング生活衛生同業組合連合会の加盟店



Sマーク  
(財)全国生活衛生営業指導センターの登録店

## 「富山県くらしのアドバイザー」募集のお知らせ



富山県では、消費者問題に関心をお持ちの方々に「富山県くらしのアドバイザー」として委嘱し、各地域で消費生活知識の普及啓発活動等を行っていただいております。

このたび、平成25年4月から活動していただける方を公募します。消費者問題に関心をお持ちで、消費生活に関する知識の普及啓発活動等に熱意のある方のご応募をお待ちしています。

応募資格	年齢満20歳以上で富山県内にお住まいの方。ただし、常勤の公務員を除きます。		
応募方法	所定の申込書に必要事項を記載の上、県庁県民生活課消費生活班まで郵送、持参、電子メールでお申し込みください。		
活動内容	・消費生活知識の普及啓発活動 ・地域住民からの相談受付 ・不当表示や過大景品の監視等（謝礼あり）		
募集期間	平成25年2月4日（月）～2月25日（月）	募集人員	40名程度
選考方法	居住地、その他申込書記載事項を考慮して選考します。		
任 期	平成25年4月1日～平成27年3月31日（2年間）		

### お問合せ先

富山県県民生活課消費生活班 TEL 076-444-3129

詳細は県民生活課のホームページをご覧ください。 [http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1711/index.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/index.html)

## 「富山県消費生活推進リーダー」募集のお知らせ

富山県が実施する「消費生活出前講座」の講師として広報・啓発活動等をしていただく「富山県消費生活推進リーダー」を募集します。消費生活関連の専門的知識があり、消費者啓発活動に熱意のある方のご応募をお待ちしています。

応募資格	富山県在住者で、消費生活関連の次の資格のいずれかを有する方、または同等の知識を有すると認められる方（※）。ただし、常勤の公務員、「くらしのアドバイザー」を除きます。 ※消費生活関連の資格とは、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタントです。同等の知識を有すると認められる方の例としては、県で実施している消費生活関連講座の受講者等が挙げられます。		
応募方法	所定の申込書に必要事項を記載の上、応募動機についての作文（800字程度）を添えて県消費生活センターへお申し込みください。（申込書は、県民生活課、県消費生活センター、市町村消費者行政担当課に備え付けてあります。また、県消費生活センターホームページからダウンロードできます。）		
活動内容	出前講座の講師として啓発活動等を行う。（謝礼有り）		
募集期間	平成25年2月12日（火）～2月22日（金）	募集人員	5名程度
選考方法	書類及び面接により選考し委嘱します。		
任 期	平成25年4月1日 ～平成27年3月31日（2年間）		

### お問合せ先

富山県消費生活センター  
TEL 076-432-2949

詳細は県消費生活センターホームページをご覧ください。  
<http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>

## 消費生活センター等をかたる 電話にご注意ください！

平成24年11月下旬から、県の消費生活センターや他の公的機関をかたって「投資の被害を取り戻せる」などと勧誘する電話があったとの相談が寄せられています。

### 相談の一例

「自分は以前に投資被害にあったことがあるが、誰にも話していないのに、県の消費生活センター職員を名乗る男性から『被害を取り戻すことができる』と数回電話があった。不審なので確認したい。」



### 気をつけましょう！

- 県消費生活センターや公的機関が、相談をしたことのない人に対して、被害の救済や被害防止などのために電話や訪問により、過去の契約内容について問合せすることは、まずありません。
- また、県消費生活センターや公的機関が、被害の救済や被害防止のための手数料等のお金を要求することはありません。
- このような電話があった場合には、
  - ①相手の話に応じて過去の契約被害や口座番号などの個人情報を絶対に伝えないでください。
  - ②県消費生活センターや最寄りの市町村消費生活相談窓口にご一報ください。



不審な電話や訪問などを受けたときは、県消費生活センターへご相談ください

## 消費生活に関するご相談は、市町村相談窓口、県消費生活センターへ

### 富山市消費生活センター(富山市役所内)

..... ☎076-443-2047

高岡市 市民協働課 ..... ☎0766-20-1522

[消費生活相談コーナー(エルパセオ内)]... ☎0766-28-1141

魚津市 市民課 ..... ☎0765-23-1003

氷見市 市民課 ..... ☎0766-74-8010

滑川市 生活環境課 ..... ☎076-475-2111(内334)

黒部市 市民環境課 ..... ☎0765-54-3198

砺波市 生活環境課 ..... ☎0763-33-1153

小矢部市 市民協働課 ..... ☎0766-67-1760(内732)

南砺市 住民環境課(井波庁舎) ... ☎0763-23-2035

射水市 生活安全課(大島庁舎) ... ☎0766-52-7974

舟橋村 総務課 ..... ☎076-464-1121(内29)

上市町 町民課 ..... ☎076-472-1111(内103)

立山町 住民課 ..... ☎076-462-9915

入善町 住民環境課 ..... ☎0765-72-1100(内132)

朝日町 産業課 ..... ☎0765-83-1100(内237)

### ◆富山県消費生活センター

富山市湊入船町6番7号(富山県民共生センター内)

消費生活相談 ☎076-432-9233

消費者金融・多重債務相談 ☎076-433-3252

FAX076-431-2631

URL <http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>

【開所時間】

午前8時30分～午後5時(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

毎週火曜日は午前8時30分～午後8時(休日、年末年始を除く)

### ◆富山県消費生活センター高岡支所

高岡市本丸町7番1号(本丸会館 新館5階)

消費生活相談、消費者金融・多重債務相談

☎0766-25-2777 FAX0766-25-2890

【開所時間】

午前8時30分～午後5時(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

### ◆富山県消費者協会(富山県民共生センター内)

※土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。

☎076-432-5690 午前9時～午後4時

消費者の安全・安心コーナーホームページURL <http://www.consumer-toyama.jp/>